

図書名	様式	記載要領等	要領第3条 第1項第1号 に該当	要領第3条 第2項第1号 に該当	備考
開発行為に伴う水路敷地に関する協議書	別紙様式1-2	申請人が法人の場合は資格証明書を添付。代理人に委任した場合は委任状添付。	○	○	申請人が法人の場合に提出する資格証明書については、省略できるものとする。
設計説明書	都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する細則 第7号様式		○	○	
従前の公共施設(水路)一覧表	都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する細則 第7号様式 付表1	開発行為の区域又は開発行為に関する工事の区域の中にある従前の水路の面積等を記載する。 (従前の水路の面積) ①廃止又は付け替える水路 * 売払いする水路及び道路に管理換える水路を含む。 ②存置する水路 ・新設道路内に存置する水路 ・新設水路内に存置する水路 ③改築する水路 (記号) イからロ、ハの順に付番する。 なお、記号は新旧水路求積図と同じとする。	○	○	
新設する公共施設(水路)一覧表	都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する細則 第7号様式 付表2	開発行為の区域又は開発行為に関する工事の区域の中に設置する新たな水路の面積等を記載する。 (記号) ①から順に付番する。 なお、記号は新旧水路求積図と同じとする。	○	○	
付替えに係る公共施設(水路)一覧表	都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する細則 第7号様式 付表3	開発行為の区域の中にある付替えに係る水路及び付替え後における従前の水路の帰属先を記載する。 (付替えに係る水路) ①付替えをしようとする従前の水路 ②新設する水路 (記号) 新旧水路求積図と同じとする。	○	—	
案内図	縮尺1/2500程度		○	○	
公図(写)	①開発行為の区域内の公図 ②開発行為に関する工事の区域の公図 ③廃止又は付け替える従前の水路に接する土地の公図	(公図) ①法務局の写しとする。 ②土地所有者名を記入する。 (開発行為の区域と開発行為に関する工事の区域) ①開発行為の区域の区界線を赤色の実線で表示する。 ②開発行為に関する工事の区域は、赤色の破線で表示する。 (道水路等の色分け) ①新設する水路を水色で着色する。 ②従前の道路を茶色で着色する。 ③従前の水路は青色 (道路に管理換える水路を含む。) ④青地は緑色で着色する。 ⑤事業主に帰属する水路を黄色で着色する。	○	○	
現況図	縮尺1/500以上		○	○	
造成計画平面図	縮尺1/500以上	開発行為許可申請に必要な添付図書一覧表31-3の例による。	○	○	
造成計画断面図	縮尺(H)1/300以上 (V)1/300以上		○	○	
土地利用計画図	縮尺1/500以上		○	○	
水路計画平面図	縮尺1/500以上		○	○	
新旧水路対照図	縮尺1/500以上	(色分け)工事完了後の帰属別に着色する。 ①市に帰属する水路-----赤色 ②開発許可を受けた者に帰属する水路-----黄色 ・売払いをする水路 ・道路に管理換える水路 ③存置する水路-----青色 ・新設道路内に存置する水路 ・新設水路内に存置する水路 ④改築する水路-----青色	○	○	
新旧水路求積図	縮尺1/500以上	● 新旧道路等を公図の一筆ごとに求積する。 (新設する水路の面積) ①市に帰属する水路 (従前の水路の面積) ①廃止又は付け替える水路 * 売払いする水路及び道路に管理換える水路を含む。 ②存置する水路 ・新設道路内に存置する従前の水路 ・新設水路内に存置する従前の水路 ③改築する水路 (記号) 従前の公共施設一覧表及び新設する公共施設一覧表と同一の記号を使用する。 (色分け) ・工事完了後の帰属別に着色する。 ・新旧水路対照図と同じ色で着色する。	○	○	
水路縦断面図	縮尺(H)1/500 (V)1/500	開発行為許可申請に必要な添付図書一覧表31-3の構造図の例による。	○	○	
水路横断面図	縮尺1/50以上				
水路構造図	縮尺1/20~1/50				
開発区域内の権利者一覧表及び登記事項証明書	都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する細則 第3号様式	・開発行為許可申請に必要な書類一覧表31-2の例による。 ・最新の登記事項証明書を添付する。 なお、廃止又は付け替える水路がある場合は、その水路に接する土地所有者の権利者一覧表及び登記事項証明書を添付する。	○	○	登記事項証明書については、省略できるものとする。
廃止又は付け替えしようとする水路に接する土地所有者の承諾書	別紙様式5	・用途廃止の承諾書を添付する。	○	—	承諾者が法人の場合に提出する資格証明書については、省略できるものとする。
	別紙様式5-2	・用途廃止・帰属の承諾書を添付する。			
	・印鑑証明書を添付する。(法人の場合は資格証明書も必要)				
廃止又は付け替えしようとする水路の生産組合長等の承諾書	別紙様式6	・用途廃止の承諾書(生産組合、水利権者がいない場合は町内会長)を添付する。 ・印鑑証明書は不要。	○	—	水路が生活通路として利用されている場合、町内会長の承諾が必要。
市に帰属する道路の土地が申請人以外の場合は、その土地所有者の帰属承諾書	別紙様式7	・印鑑証明書を添付する。 (法人の場合は資格証明書も必要) ・最新の登記事項証明書を添付する。	○	○	町内会長の承諾は、水路を生活通路として利用の場合承諾者が法人の場合に提出する資格証明書については、省略できるものとする。
その他必要な図書			○	○	

※資格証明書及び登記事項証明書について申請人が添付を省略した場合、各区役所道路公園センターにおいて添付すること。